

平成27年（行ウ）第4号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄ほか108名

被告 国

第5準備書面

平成29年5月15日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中

被告指定代理人

石井崇史 

堀田佳輝 

森川崇弘 

陳之内佳子 

後藤英司 

小野勝 

窄口義博 

岩永知洋 

松 嶋 麻 紀 

井 浦 義 典 

渡 邊 雅 彦 

紙 谷 晴 子 

森 本 伸 一 

田 中 智 也 

第1	保有水源関係	5
1	本件慣行水利権が許可水利権と同価値であるとはいえないこと	5
	(1) 原告らの主張	5
	(2) 本件慣行水利権が許可水利権と同価値であるとはいえないこと	5
2	本件慣行水利権の取水実績について	7
	(1) 原告らの主張	7
	(2) 原告らの主張は、佐世保市の取水運用の在り方及び水利権の行使率についての誤った認識ないし理解に基づくものであること	8
3	佐世保市の水源不足について	9
	(1) 原告らの主張	9
	(2) 本件慣行水利権を保有水源としても、常時水を供給できるとはいえないこと	9
4	原告らの求釈明について	10
	(1) 求釈明事項	10
	(2) 回答	10
第2	水需要予測について	11
1	認定庁の審査方法について	11
	(1) 原告らの主張	11
	(2) 認定庁は、申請資料の内容が適正なものであるか否かを審査すること	11
2	平成24年水需要予測が適切なものであるとする被告の主張の根拠について	12
	(1) 原告らの主張	12
	(2) 被告は、形式的合致のみをもって、平成24年水需要予測が適切なものであると主張しているものではないこと	12
3	学識経験者の意見について	13
	(1) 原告らの主張	13

(2) 滝沢教授及び小泉教授の意見は、平成24年水需要予測を無批判に追認した ものではないこと	14
4 生活用水	15
(1) 原単位の予測における減少要因の考慮について	15
(2) 原単位の予測に関する原告らのその余の主張について	16
5 業務・営業用水	18
(1) 小口需要について	18
(2) 大口需要について	19
6 工場用水	20
(1) SSKの経営方針の転換について	20
(2) 受注調整等について	21
(3) SSKに関する佐世保市の予測手法について	23
(4) 原告らの求釈明について	24
7 中水道	24
(1) 上水道の利用量との関係について	24
(2) 本件事業による佐世保市の水道事業への影響について	25
(3) 中水道整備の費用について	26
(4) 佐世保市の再生水事業の状況について	27
第3 結語	28

被告は、本準備書面において、原告ら第6準備書面に対し、必要と認める範囲で反論及び従前の主張を補充するとともに、原告ら第6準備書面による求釈明に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語については、本準備書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 保有水源関係

1 本件慣行水利権が許可水利権と同価値であるとはいえないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、本件慣行水利権について、「相浦川の維持流量をどれくらいに想定するかということは、慣行水利権の安定性とは無関係」（原告ら第6準備書面第1の2(3)イ・4ページ）であり、「少なくとも、正しい内容が届出されている慣行水利権は、（中略）許可水利権と同価値である。」（同(2)ウ・3ページ）と主張する。

(2) 本件慣行水利権が許可水利権と同価値であるとはいえないこと

ア 被告第3準備書面第1の2(2)ア（6ページ）で述べたとおり、河川法23条の許可は、利水基準年において、通年取水できる流量が存在することを要件として、その範囲において与えられる。

本件慣行水利権については、同(3)ウ（11ページ）で述べたとおり、長崎県が、河川管理者として、河川法及び同法施行令に従って、三本木取水場を含む区間及び四条橋取水場を含む区間の維持流量（同イ・10ページ、乙B第21号証）の確保に努めようとする、三本木取水場及び四条橋取水場のいずれも、全く取水することのできない日が年間10日以上存

在することとなる（乙B第22号証）。

したがって、本件慣行水利権は、河川法23条の許可要件を満たしておらず、許可水利権とはなり得ないし、許可水利権と同等の取水量の安定性を有しているとはいえない。

イ また、前記アのとおり、相浦川の維持流量は、本件慣行水利権が河川法23条の許可要件を満たすか否かを左右するものである。

したがって、「相浦川の維持流量をどれくらいに想定するかということとは、慣行水利権の安定性とは無関係」であるとする原告らの主張は、相浦川の維持流量が有する意義を正確に捉えておらず、失当である。

ウ さらに、慣行水利権は、水利権実務ハンドブックにおいて、「許可水利権に比べ、その権利内容が必ずしも明確ではなく、他の水利使用による影響の予測、渇水調整の効果、ダム等の建設計画における既得権の評価などを行う場合にも問題があるので、取水施設の改築、土地改良事業の実施、治水事業の施行等の機会に許可水利権への切り替え（いわゆる慣行水利権の許可化）を進めるよう取り扱われている。」（乙B第26号証）とされている。

このように、慣行水利権は、実務上の取扱いにおいても、許可水利権とは明確に区別されている。

エ 以上のことから、本件慣行水利権が許可水利権と同価値であるとはいえない。

オ なお、原告らは、「『慣行水利権は、安定性を欠くから保有水源として利水計画を立てることはできない』などという見解は明らかに誤りであ

る。」と主張する（原告ら第6準備書面第1の2(3)ウ(り)5ページ）。

しかし、被告は、慣行水利権は一律に安定性を欠くから保有水源に含めることができないとは主張しておらず、慣行水利権であっても、取水量的に安定していれば保有水源たり得る場合もあるが、本件慣行水利権の場合は、取水量的に安定していないことから、佐世保市が、石木ダム建設によって得られる利水面での公共の利益を考える際に、保有水源に含めることはできないとしている判断は妥当であると主張しているものである（被告第3準備書面第1の2(3)アないしエ・7ないし13ページ）。

2 本件慣行水利権の取水実績について

(1) 原告らの主張

原告らは、本件慣行水利権の取水実績について、「『10年に一度の規模の渇水年度で100%の取水ができないのであれば、保有水源として考慮することはできない』という見解は、佐世保市独特の、さらに言えば石木ダム建設のための独特の見解である。」（原告ら第6準備書面第1の2(4)エ・7ページ）とし、「被告の論理が正当となるためには、『他の水源はすべて、10年に一度の規模の渇水年度でも、常に、許可水量分（あるいは届出水量分）を取水できていた』ことが前提となる。他の水源もまた、渇水年度に許可水量分を全量取水できていないのであれば本件保有水源のみを除外する合理性がないからである。（中略）原告らの理解では、平成19年は、許可水源もまた許可水量分を取水できていないはずである。そうであれば、許可水利権もまた『不安定水源』として『保有水源』に入れることはできないことになる。（中略）原告らが調べた平成19年（2007年）度渇水時の取水

量（中略）を見れば、被告が言うところの『安定水源』と『不安定水源』がほぼ同じ水利権執行（行使）率であることが分かる。これは両者が同等の権利であるという原告らの主張を裏付けるとともに、『平成19年の本件慣行水利権の取水率が100%ではないことを理由に保有水源から除外する』という被告の主張が全く合理性のないことも露呈している。」（同オ・7及び8ページ）と主張する。

(2) 原告らの主張は、佐世保市の取水運用の在り方及び水利権の行使率についての誤った認識ないし理解に基づくものであること

ア 前記(1)の原告らの主張は、佐世保市の各水源からの取水について優先順位をつける考えがなく、常に全ての水源について最大限の取水を試みる運用を前提としている。

しかし、佐世保市においては、被告第3準備書面第1の3(2)イ（14ページ）で述べたとおり、ダムからの取水を極力控え、河川からの取水を最大限行う運用をしている。

そして、佐世保市の配水量（配水管〔水道管〕に送り出した水量であり、漏水量等の無効水量が含まれた数値である。）は、平成23年度実績では、6万1630立方メートル／日ないし8万0240立方メートル／日で推移しており、当日の配水量によっては、そもそも全ての水源から最大限の取水を試みる必要がない。そして、各水源からの取水量は、当日の配水量、河川の水質の状況、気象情報、施設の事故や不具合、維持・改修工事の実施の有無等から、日々判断されるべきであり、全ての水源が一律に毎日同じ条件で取水されることはない。

イ また、安定水源（河川法23条の許可水利権）の取水実績は、正常流量を確保した上でのものであるのに対し、不安定水源の取水実績は、正常流量の確保を考慮せずに取り水した状況におけるものである。したがって、不安定水源においても正常流量を確保しようとするれば、当然、現在の取水実績よりも取水量は減少する。

そのため、安定水源と不安定水源の行使率が同程度であることをもって、両者が法的に同等の権利であるということとはできないし、本件慣行水利権を保有水源に含めることができないとする判断が不合理であるということもできない。

ウ したがって、前記(1)の原告らの主張は、佐世保市の取水運用の在り方及び水利権の行使率についての誤解に基づくものであり、失当である。

3 佐世保市の水源不足について

(1) 原告らの主張

原告らは、佐世保市の水源について、「現在、本件慣行水利権を保有水源とすれば、10年に一度の渇水の時でも、常時水を供給することができる。

(中略)『現在、佐世保市が平成19年のような状況となっても対応できること』は佐世保市もわかって」と主張する（原告ら第6準備書面第1の2(3)エ(ウ)・6ページ）。

(2) 本件慣行水利権を保有水源としても、常時水を供給できるとはいえないこと

ア 被告第3準備書面第1の2(3)ウ(11ページ)で述べたとおり、佐世保市は、平成19年度、本件慣行水利権を含む佐世保市が保有する全ての

水源の使用に加えて、九州電力株式会社の保有する河川水利権の一部融通、水利権量を上回る特例取水、民間井戸の活用等を実施したにもかかわらず、給水制限を実施せざるを得なかった。

イ したがって、佐世保市が、本件慣行水利権を保有水源とすれば、10年に1回の規模の渇水時においても常時水を供給できるとはいえない。

ウ なお、石木ダムによる水源確保は、10年に1回の規模の渇水を想定したものであるが、シミュレーションの結果、60年に1度の規模とされている平成6年の渇水当時に石木ダムが存在していれば、少なくとも給水制限期間を115日間短縮することができ、渇水被害を大幅に軽減できたことが示されている（乙A第15号証3-4・110ページ及び111ページ）。

4 原告らの求釈明について

(1) 求釈明事項

原告らは、平成19年の本件慣行水利権及び許可水利権の取水量の詳細なデータ並びに平成11年に本件慣行水利権を保有水源から除外することとなった理由を明らかにし、関係資料を提出するよう求めている（原告ら第6準備書面第1の3(1)及び(2)・9ページ）。

(2) 回答

ア 平成19年の本件慣行水利権及び許可水利権の取水量について

被告第3準備書面第1の3(2)イ（14及び15ページ）で述べたとおり、いずれも提出の要を認めない。

なお、被告が、平成19年の本件慣行水利権及び許可水利権の取水量に

ついて保有している資料は、乙B第22号証として提出したものが全てである。

イ 平成11年に本件慣行水利権を保有水源から除外することとなった理由について

被告は、佐世保市が、平成11年に本件慣行水利権を保有水源から除外した理由を把握していない。

第2 水需要予測について

1 認定庁の審査方法について

(1) 原告らの主張

原告らは、「被告の言いたいであろうことを『認定庁は、出てきた資料の内容を審査するが、それがねつ造されたものかどうかの審査はしない。ましてや、過去の水需要予測と違っているかどうか、仮に違っていると認識したとしても、なぜ違ったのかなどは、全く審査考慮しない』と仮定して、主張を進めるが、まず、審査のあり方として、それはあまりにいい加減である。

(中略) 被告が、『申請された書類の上っ面を見て矛盾がなければ認可するんです』と主張するのであれば、その一事をもって、本件事業（引用者注：「本件事業認定」とするのが正確と思われる。）が違法であることは明らかである。」と主張する（原告ら第6準備書面第2の2(1)イ・10ページ以下）。

(2) 認定庁は、申請資料の内容が適正なものであるか否かを審査すること

被告第1準備書面第2の2(1)(5及び6ページ)で述べたとおり、水需

要予測は、過去の水需要予測からの時点修正で対応することができる連続性を有するものではなく、過去の実績、現存する各計画、経済情勢や企業動向等の各要素に基づき、評価時点における最新の予測を行うものである。

そのため、水需要予測の手法は、社会経済情勢や事業の進捗等に応じて、必然的に変化していくものであることから、事業認定に当たっては、認定処分時の最新の水需要予測の内容が、上記の各要素に照らして適正であるかを審査する必要がある。すなわち、認定庁は、水需要予測について、提出された申請資料の内容が適正なものであるか否かを審査するのであり、ねつ造された申請資料の内容に基づいて事業認定をすることなどあり得ない。

したがって、前記(1)の原告らの主張は、誤った仮定に依拠するものであり、失当である。

2 平成24年水需要予測が適切なものであるとする被告の主張の根拠について

(1) 原告らの主張

原告らは、「『平成24年予測が、当時の指針に形式的に合致している』の一点のみを根拠として『平成24年予測は当然に正しい』とか、『本件事業の正当性にみじんも響かない』などと主張はできない」（原告ら第6準備書面第2の2(3)・12ページ）などと、被告が、設計指針に形式的に合致する手法が用いられていること（以下「形式的合致」という。）のみをもって、平成24年水需要予測が適切なものであるとしているかのような主張をしている。

(2) 被告は、形式的合致のみをもって、平成24年水需要予測が適切なものであると主張しているものではないこと

被告は、平成24年水需要予測について、答弁書第6の5(2)ア(ウ) b(b) (65ないし70ページ) 及び第7の1(1)イ(ウ)ないし(オ) (86ないし92ページ)、被告第1準備書面第3 (8ないし32ページ) 並びに同第3準備書面第3 (19ないし28ページ) において、生活用水における過去の渇水の実態、業務・営業用水における佐世保市総合計画の変化、工場用水における大口需要者の経営方針の変更等の社会情勢の変化に適合した予測がされていること、生活用水の原単位の他都市との比較、観光客数との相関関係等から、それぞれの数値が適切・妥当なものであること、及びこれらに用いた予測手法が設計指針に示されている手法に合致していることを、個別具体的に説明してきたものである。

したがって、被告は、形式的合致のみをもって、平成24年水需要予測が適切なものであると主張しているものではなく、前記(1)の原告らの主張は、被告の主張を正解しないものである。

3 学識経験者の意見について

(1) 原告らの主張

原告らは、滝沢教授及び小泉教授の意見書(乙A第17号証及び第18号証)について、認定庁が両教授に対して平成24年水需要予測単体の数値算出手法に関する意見しか求めていないために、両教授の意見は、でたらめな平成24年水需要予測をでたらめであると追認しているにすぎず、また、「過去の水需要予測と比較して不合理な変遷をしていることから、平成24年予測はでたらめである。」との指摘に答えられていないと主張する(原告ら第6準備書面第3の1(2)・13ページ)。

(2) 滝沢教授及び小泉教授の意見は、平成24年水需要予測を無批判に追認したのではないこと

ア 被告第3準備書面第3の1(2)(20ページ)で述べたとおり、水需要予測は、評価時点における最新の予測を行うものであって、過去の推計手法を基礎とするものではない。

そうだとすると、学識経験者に対して、平成24年水需要予測が過去の水需要予測との比較という観点から適切か否かについてまで意見を求めることは必須ではないというべきであるから、滝沢教授及び小泉教授の意見が、上記の観点から述べられていないことをもって、平成24年水需要予測を無批判に追認するものであると論難するのは失当である。

イ そして、認定庁は、本件事業の審査に当たり、最新の知見である平成24年水需要予測の手法が適切・妥当なものであるか否かを確認するために、滝沢教授及び小泉教授に対し、関係資料(乙B第27号証)を提示した上で、学識経験者としての立場からの参考意見を求めた。

これに対し、両教授は、上記資料の記載内容、すなわち、原単位の実績(同号証11枚目)、観光客数及び業務・営業用水の小口需要量の実績比較(同12枚目)、SSKの経営方針の転換(同13枚目)、負荷率を含む各種実績を取りまとめた資料(同15枚目)等を踏まえた上で、佐世保市の判断過程(同16ないし27枚目)を検証し、その結果を意見として述べたものである。

ウ したがって、両教授の意見は、客観的資料に基づいて平成24年水需要予測の妥当性を検証した上で提示されたものであって、同予測を無批判に

追認したものではない。

4 生活用水

(1) 原単位の予測における減少要因の考慮について

ア 原告らの主張

原告らは、平成24年水需要予測の原単位について、被告が、給水人口の減少傾向及び水道の使用実績の減少も考慮されている旨主張した（被告第3準備書面第3の2(2)（20及び21ページ）のに対し、「被告がいう減少要因の考慮は、極めて客観的なデータである給水人口と水道使用量については、どう転んでも減少と認めざるを得なかったというにすぎない。しかし、平成24年予測の生活用水の予測について減少要因をいくらか考慮したとしても、全体の結論としては生活用水に関する予測を過剰に見積もっていたことが明らかとなって」と主張する（原告ら第6準備書面第3の2(2)・15ページ）。

原告らは、佐世保市が、平成24年水需要予測において、原単位を予測するに当たり、少雨による給水制限の影響がある平成17年から平成19年の傾向を除外したこと（被告第1準備書面第3の1(2)・10ページ、乙A第15号証平成24年水需要予測37ページ）を指して、「全体の結論としては生活用水に関する予測を過剰に見積もって」と主張しているものと解される。

イ 給水制限の影響がある平成17年から平成19年の実績を除外したことが適切であること

時系列傾向分析は、過去の実績傾向が今後も同様続くものとみなした

予測手法であるため、被告第1準備書面第3の1(2)(10ページ)で述べたとおり、給水制限を受けた実績を含めて時系列傾向分析を行うと、今後も給水制限を繰り返すことが前提となり、安定供給の確保という水需要予測の本来の目的になじまない点で、不適切なものとなる。

設計指針においても、水道事業者が留意すべき点として、「気候変動に伴う降雨の不安定化等の影響による水源の利水安全度の低下」が掲げられており(乙A第15号証2-4-2参考資料138ページ)、渇水リスクを考慮し水道供給の安全性を高めることが求められている。佐世保市が、過去の渇水実績を考慮して、時系列傾向分析に用いる実績から給水制限の影響を受けている平成17年から平成19年の傾向を除外したことは、設計指針にも合致している。

したがって、佐世保市が、原単位の予測に当たって、給水制限の影響がある平成17年から平成19年の実績を除外したことは、過去の実態に即し、また、設計指針にも沿った適切なものであり、原告らの主張は失当である。

(2) 原単位の予測に関する原告らのその余の主張について

ア 原告らの主張

原告らは、「①佐世保市の実績は客観的には右肩上がりの傾向ではないこと、②それにもかかわらず佐世保市の行った生活用水に関する水需要予測において、佐世保市は『右肩上がりの増加傾向』としていること、③それは全く誤った評価であり、まさしく恣意的認定にすぎないということ、④設計指針において『水需要の増加要因のみならず減少要因も考慮されな

なければならない』とされているにもかかわらずその考慮を欠いていること」を指摘しているにもかかわらず、被告が、上記①ないし③に対して反論しておらず、上記④に対して合理的説明ができていない旨主張する（原告ら第6準備書面第3の2(3)・16ページ）。

イ 原告らによる指摘が、いずれも当たらないこと

(ア) 前記アの①及び②については、被告は、被告第1準備書面第3の1(2)（8及び9ページ）において、「佐世保市は、平成24年水需要予測の原単位の将来推計に当たって、最大連続43時間の断水をするなど甚大な被害があった平成6年から平成7年にかけての大渇水の翌年から平成23年までの16年分の実績値を検討したところ、少雨による給水制限や節水対策のための広報等、何らかの渇水対策を行った年度は、前年度よりも原単位の数値が減少する傾向にあり、逆に渇水対策を実施していない年度は、前年度よりも原単位の数値が増加する傾向にあった」と、客観的資料から、渇水対策実施年度を除外すれば、原単位が増加傾向にある旨を明らかにしている。

したがって、前記アの③の「全く誤った評価であり、まさしく恣意的認定にすぎない」との指摘は当たらない。

(イ) また、前記アの④についても、被告は、答弁書第7の1(1)イ(ウ)（86ページ）において、「平成24年水需要予測では、起業者は、給水人口について、（中略）今後も減少傾向を続けるものと予測している。」と主張しているほか、原単位の予測は時系列傾向分析によって行ったことを明らかにしている。また、前記(1)イ（15ページ）で述べたと

おり、時系列傾向分析は、過去の実績傾向が今後も同様に続くものとみなした予測手法であって、佐世保市は、平成24年水需要予測において、過去の原単位の実績に内包される節水機器の普及、生活様式の変化等による減少要因についても、今後も同様に続いていくものとみなして予測をしている。

したがって、佐世保市は、減少要因をも適切に考慮しているものであり、前記アの④の批判も当たらない。

(ウ) 以上のことから、前記アの原告らの指摘は、いずれも当たらない。

5 業務・営業用水

(1) 小口需要について

ア 原告らの主張

原告らは、業務・営業用水における観光客数実績と小口需要実績との相関関係について、被告が、被告第3準備書面第3の3(1)イ(21ページ)において、特定の2か年だけを取り上げて比較する原告らの主張が失当である旨主張したのに対し、原告らは平成15年から平成23年までの9年間のうちの6年間という「長期的実績」を取り上げて比較検討したものであり、特定の2か年だけを取り上げて比較したものではない旨主張する(原告ら第6準備書面第3の3(1)イ・17ページ)。

イ 原告らは特定の2か年の組合せについて比較検討しているにすぎないこと

原告らは、原告ら第4準備書面第5の2(2)(12及び13ページ)において、①平成16年(2004年)と平成17年(2005年)、②平

成21年(2009年)と平成22年(2010年),③平成17年(2005年)と平成22年(2010年)という特定の2か年の実績を個別に取り上げて,それぞれ比較している。すなわち,原告らが,9年間のうち6年間を取り上げて比較検討したとしているのは,3通りの特定の2か年の組合せについてそれぞれ比較検討したということにすぎず,過去実績の全体又は大部分の傾向を分析したものとはいえない。

したがって,前記アの原告らの主張は,相関関係を検討する際に必要となる長期的な実績の意味を正解しないものであり,失当である。

(2) 大口需要について

ア 原告らの主張

原告らは,佐世保市が,平成24年水需要予測において,業務・営業用水の大口需要について過去の最大実績値を採用した理由に関し,被告第1準備書面第3の2(2)イ(14ページ)では,佐世保市が防衛省から得た回答文書(乙A第15号証2-4-2参考資料74ページ)に基づいたものであるとしていたところ,被告第3準備書面第3の3(2)イ(22ページ)では,将来の使用水量の予測が困難な場合には過去の水需要の最大値等を用いることもあるとしている設計指針(乙A第15号証2-4-2参考資料157及び158ページ)に沿ったものであるとしており,被告の主張が変遷していると主張した上で,上記のような予測手法は,「防衛省の意向など実は何の関係もなく,『将来の使用水量の予測が困難だから過去の最大値を用いることにした』という無茶苦茶な手法であって,かかる需要予測に合理性などあるはずがない。」と主張する(原告ら第6準備書

面第3の3(2)・18ページ)。

イ 被告の主張に変遷はないこと

被告は、第3準備書面第3の3(2)イ(22ページ)において、佐世保市が、防衛省の回答文書(乙A第15号証2-4-2参考資料74ページ)によれば、防衛関連施設(基地)における水需要が増加すると判断されるものの、同回答文書には水需要予測に用いることのできる具体的数量が示されていないことから、設計指針のいう「将来の使用水量(中略)の予測が困難な場合」(乙A第15号証2-4-2参考資料157及び158ページ)に当たると判断し、そのような場合には「過去の(中略)最大値等を用いることもある。」としている設計指針(同158ページ)に沿って、過去に使用した水量の実績の最大値を数的根拠としたことは妥当であると主張したものである。

すなわち、被告は、佐世保市が、上記回答文書に基づき、設計指針に沿った判断をしたことは妥当であると主張しているのであって、かかる主張は、佐世保市が、上記回答文書に基づいて過去の最大実績値を採用したという被告第1準備書面第3の2(2)イ(14ページ)の主張と同内容であり、主張に変遷はない。

したがって、被告の主張に変遷があることを理由として、業務・営業用水の大口需要について過去の最大実績値を用いた手法に合理性がないとする前記アの原告らの主張は、その前提を欠き、失当である。

6 工場用水

(1) SSKの経営方針の転換について

ア 原告らの主張

原告らは、SSKが、本件事業認定より前の時点で、修繕船事業を強化するという経営方針を転換する「新中期経営計画」（甲B第7号証）を發表し、売上高目標を下方修正したにもかかわらず、そのような事情変更が平成24年水需要予測に反映されていないことを論難する（原告ら第6準備書面第3の4(2)・19ページ）。

イ SSKの使用水量を下方修正する必要はなかったこと

しかし、SSKの「新中期経営計画」（甲B第7号証）においても、修繕船事業を中心とした経営方針に転換していくこと自体は何ら否定されておらず、SSKの経営方針転換の実現性が不透明になるような事情はなかった。

また、答弁書第7の1(1)イ(エ)（88ページ）及び被告第1準備書面第3の3(1)ア(イ)（19ページ）で述べたとおり、そもそも、佐世保市の工場用水の大口需要の予測は、SSKの売上高による予測をしておらず、修繕船事業に用いる使用水量を捉えた予測をしているのであるから、売上高目標が下方修正されたことをもって、SSKの使用水量を下方修正する必要はない。

したがって、前記アの原告らの主張は失当である。

(2) 受注調整等について

ア 原告らの主張

原告らは、一日最大給水量が必要となる事態が年に数回程度しか生じないのであれば、SSK自身が受注調整をしたり、修繕船のドックイン日又

は時間をずらしたりすれば対応できるはずである旨主張する（原告ら第6準備書面第3の4(3)・20ページ）。

イ 受注調整等がされることを前提にした水需要予測をすることは不可能であること

(ア) 水需要予測は、安定供給を目的とするものである以上、SSKが自主的に受注調整をしたり、修繕船のドックイン日又は時間をずらしたりすることを期待して、少ない水量で足りるという予測をすることはできない。

(イ) 仮に、SSKに対して受注調整等をするよう強制し、又は依頼して承諾を得ることができれば、上記のような予測をすることも可能になると思われる。

しかし、国（被告）及び地方公共団体のいずれも、SSKに対し、受注調整等をするよう強制することはできない。また、SSKに対する受注調整等による使用水量の調整を依頼するにしても、その場合は、SSKに限らず、佐世保市内のあらゆる企業・個人に対して、等しく調整を求めなければ公平な対応とはいえないが、そのような措置を執ることは非現実的であるし、SSKの承諾を得ることができるかどうか不明である。

したがって、SSKにおいて受注調整等による対応を期待することは、非現実的であるといわざるを得ない。

(ウ) したがって、水道事業者として法律上安定供給を要求される佐世保市が、SSKについて、受注調整等がされることを前提にした水需要予

測をすることは不可能であり、前記アの原告らの主張は失当である。

(3) S S Kに関する佐世保市の予測手法について

ア 原告らの主張

原告らは、S S Kにおいて、二つのドックでそれぞれ2隻ずつ、同時に船体洗浄をするという実際に生じるかどうか分からない状況が1年中毎日生じることとしていることの不合理性について、被告は合理的反論をできていないと主張している(原告ら第6準備書面第3の4(5)・21ページ)。

イ 原告らの主張は、S S Kに関する佐世保市の予測手法についての誤った理解に基づくものであること

(ア) 答弁書第7の1(1)イ(エ)(89ページ)及び被告第1準備書面第3の3(1)ア(イ)(20ページ)において、重ねて説明してきたとおりであるが、平成24年水需要予測における、S S Kに関する佐世保市の予測手法は、水道施設の能力規模が、年間のうちの需要のピークである一日最大給水量に安全率を考慮した水量に対応する必要があることに基づいたものであり、需要のピークが毎日続くことを想定したものであるのではない。

すなわち、佐世保市は、前記アのような状況が1年中毎日生じることとして予測をしたわけではなく、また、被告も、佐世保市がそのような予測をしたと主張しているわけではない。

(イ) したがって、前記アの原告らの主張は、S S Kに関する佐世保市の予測手法についての誤った理解に基づいて被告を論難するものであり、失当である。

(ウ) なお、仮に、原告らの主張のとおりであるとすると、一日平均給水量は一日最大給水量に等しくなり、負荷率は100パーセントとなるため、負荷率の設定は何の意味もないこととなる。設計指針において、あらかじめ設定した負荷率を考慮して計画一日最大給水量を算定することとなっている（乙A第15号証2-4-2参考資料144ページ）ことから、前記アの原告らの主張が失当であることは明らかである。

(4) 原告らの求釈明について

ア 求釈明事項

原告らは、SSKの平成27年度以降の修繕船の受入実績及び使用水量の実績を明らかにするよう求めている（原告ら第6準備書面第3の4(4)・21ページ）。

イ 回答

認定庁は、平成27年度以降のSSKの修繕船の受入実績及び使用水量の実績を把握していない。

したがって、前記アの原告らの求釈明には応じられない。

7 中水道

(1) 上水道の利用量との関係について

ア 原告らの主張

原告らは、「上水道の利用量が伸びる『基礎事実』が存在するならば、中水道の利用量もその『基礎事実』に基づき伸びるはずであり、「例えば、ある中水道整備されている施設の利用者が倍になり、それに応じて上水道の利用量も上がれば、同様に、当該施設の中水道の利用量も伸びるは

ずである」から、「上水道の利用量だけを伸びさせるのは、不合理である。」と主張する（原告ら第6準備書面第3の5(2)・21ページ）。

イ 再生水の利用量は、上水道の利用量と同程度に増加するとは認められないこと

(ア) 確かに、上水道の利用量は、施設の利用者数が増加すれば、それに伴って増加するという関係が認められるのが一般的であると思われる。

しかし、再生水は、トイレ洗浄、修景（噴水等）、散水等に用途が限られているところ、修景及び散水については、施設の利用者数によって直ちにその利用量が左右される性質のものではなく、施設の利用者数の増加に伴ってその利用量が増加する関係にあるとは認められない。

(イ) したがって、再生水の利用量は、施設の利用者数の増加に伴って増加するとしても、上水道の利用量と同程度に増加するとは認められない。

(2) 本件事業による佐世保市の水道事業への影響について

ア 原告らの主張

原告らは、被告が、「佐世保市が、新規需要の有無を度外視して、補助金等を拠出して再生水事業を拡大することは、単なる赤字経営を招く結果となる。」（被告第3準備書面第3の5(3)・27ページ）と主張したのに対し、「本件事業こそ、佐世保市の赤字経営を招くことが明白なものはない」と主張する（原告ら第6準備書面第3の5(3)・22ページ）。

イ 本件事業が佐世保市の赤字経営を招くとはいえないこと

佐世保市は、既に、石木ダム建設経費の約50パーセントを投じているが、それによって佐世保市の水道事業が赤字経営となった事実はない。

このことは、佐世保市の平成27年度水道事業損益計算書（乙B第28号証）において、平成27年度は7億2653万2546円の純利益が出ていること、この純利益に従前の未処分利益剰余金変動額1億1172万7577円を加えた8億3826万0123円の未処分利益剰余金が計上されていることから明らかである。

したがって、本件事業が佐世保市の赤字経営を招くとはいえず、前記アの原告らの主張は失当である。

(3) 中水道整備の費用について

ア 原告らの主張

原告らは、「『石木ダムを造るよりもはるかに少ない金額で中水道整備はできる』という原告らの主張自体は、被告も認めているようである。」とする（原告ら第6準備書面第3の5(4)・22ページ）。

イ 被告は、石木ダム建設よりはるかに少ない金額で中水道整備ができることを認めているわけではないこと

被告は、「再生水事業においては、再生水と上水とは原水、処理水質及び供給目的が異なることから、処理施設から供給施設までの全ての施設を上水道とは別系統で整備する必要がある」、「佐世保市の再生水事業は、再生水需要が集中するエリアに限定して整備を行うことによって初めてメリットが生じるものであって、遠隔地に再生水需要があったとしても、パイプライン等の相応の施設整備を要することから、容易に供給できるものではない」として、「事業拡大のためには多大なコストを要するものである」ことを主張している（被告第1準備書面第3の3(3)イ(イ)及び(ウ)・

26ページ)。

すなわち、被告は、具体的な金額までは把握していないものの、中水道整備には多額の費用を要することを主張しているのであって、石木ダム建設よりもはるかに少ない金額で中水道整備ができることを認めているわけではない。

(4) 佐世保市の再生水事業の状況について

ア 原告らの主張

原告らは、「すぐにできるはずの中水道整備計画をずっと放置していることから見ても、佐世保市において、それほど深刻な水不足は生じていないことがうかがえよう。」と主張する（原告ら第6準備書面第3の5(5)・22ページ)。

イ 中水道事業の状況は、佐世保市の水源不足を表していること

被告第1準備書面第3の3(3)イ(i)(26ページ)で述べたとおり、佐世保市は、再生水事業の開始以降、再生水施設の維持管理費を賄えるラインである150立方メートル/日の目標値にも届かない、70立方メートル/日程度の実績しかなく、モデル事業としての事業継続が困難な状況となっているにもかかわらず、わずかな実績であっても渇水リスクの軽減を図るため、事業を継続している。

すなわち、佐世保市は、維持管理費も賄えない状況にありながら、事業を継続せざるを得ない状況にあるのであって、かかる状況は、佐世保市が厳しい水源不足の状況に置かれていることを表している。

したがって、前記アの原告らの主張は、根拠のない決めつけにすぎず、

失当である。

ウ なお、平成28年は、佐世保市の年間降水量が2765.5ミリメートルと観測史上まれに見る多雨年であった（乙B第29号証14ページ）にもかかわらず、下の原ダムにおける貯水率は、同年8月から9月にかけて、90.8パーセントから70.3パーセントに下がり（乙B第30号証）、佐世保市が、渇水対策準備会議の開催を余儀なくされたことからすれば、佐世保市が現在も水源不足の状況にあることは容易に推察できる。

第3 結語

以上のとおり、原告ら第6準備書面における主張は、いずれも失当であり、佐世保市及び認定庁に裁量の逸脱又は濫用があったとは認められないことから、原告らの請求は、速やかに棄却されるべきである。